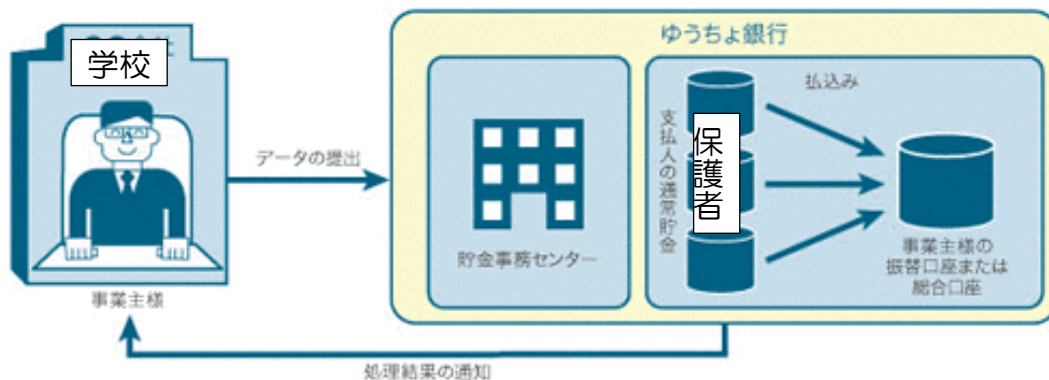


～ 保護者の皆様へ 大切なお知らせ ～

## 【重要】校納金の自動払込利用の手続きのお願い

### 1 自動払込の仕組み

- 令和2年度からお子様の授業等の教育活動に必要な経費のうち、保護者様に負担いただいております学級費（教材費、見学旅行のバス代、修学旅行費の積立等）につきまして、ゆうちょ銀行の口座からの自動払込（引落とし）による集金方法とさせていただきます。



- 校納金の自動払込を行うためには、「自動払込利用申込書」に必要事項をご記入いただき、最寄りの郵便局で手付きをしていただく必要があります。兄弟姉妹が在籍する場合、手続きは1家庭1回です。また、1回手続きいただくと、末子のお子様卒業するまで有効になります。
- 自動払込の業務は、インターネットバンキング（ゆうちょBizダイレクト）を用い、本校の事務職員等が行います。

### 2 自動払込の利点

- これまでは、お子様に学校へ現金を持たせる徴収方法であったため、紛失や盗難の心配がありましたが、それらは解消されます。
- 保護者様がお使いの口座からの自動引落としを行うことで、保護者様の利便性を向上させることが期待できます。
- 学校での徴収業務が効率的になり、担任等の事務量が軽減することによってゆとりが生まれ、お子様たちと向き合う時間を増やすことが期待できます。
- インターネットバンキングにより、一切現金を取り扱うことがなくなり、全ての収支に記録が残るため、会計処理上のミスや不祥事を防止することが期待できます。

### 3 自動払込の実施日

- 毎年度5月から、原則年9回の自動払込（引落し）で徴収させていただきます。
- 自動払込は払込月の28日に実施します。
  - ※ 翌月10日に再払込日を設定しますが、残高不足にならないようご確認いただき、口座へのご入金する場合は、払込日の前日までをお願いします。
  - ※ 払込日が土・日・祝祭日の場合は、翌営業日に実施します。

### 4 自動払込額及び手数料について

- 年間の見込み額に基づき算出した自動払込額（毎月同額）を、年度はじめに各学級からお知らせします。なお、2月は調整月としますので、年間総額が確定次第、2月の自動払込額をお知らせします。
- 保護者様の口座からの払込1回あたり、10円の手数料がかかりますので、振込額に併せて徴収させていただきます。
  - ※ 任意の金融機関の口座から払込を可能にすると、手数料が高くなります（熊本市の例：63円＋消費税）。保護者様の負担を極力少なくするため、本校では払込のための口座をゆうちょ銀行に限定させていただいておりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

### 5 自動払込ができない、またはできなかった場合について

- ゆうちょ銀行の口座をお持ちでない場合は、学校指定のゆうちょ銀行口座あてに送金をお願いすることになります。ゆうちょ銀行口座へ送金する場合は、1回71円（ゆうちょ銀行ATM利用の場合）の手数料が必要になります。
- 残高不足により自動払込（引落し）ができなかった場合、翌月10日の再払込日の前日までにご入金をお願いします。それでも、自動払込（引落し）ができなかった場合は、学校指定のゆうちょ銀行口座あてに電信振替（月1回は無料／月2回目以降は125円、ゆうちょ銀行ATM利用の場合）をお願いすることになります。

### 6 その他・お問合せなど

- 給食費・PTA会費の自動払込化については、令和2年度の学級費の自動払込（引落し）の運用状況を検証のうえ、令和3年度からの導入を検討します。
- 本校在籍の長子を通して配付する「自動払込利用申込書」に、必要事項をご記入のうえ、最寄りの郵便局で自動払込利用の手続きをお願いします。なお、ゆうちょ銀行の口座をお持ちでないご家庭は、可能な限り口座開設をお願いいたします。
- 令和2年度入学予定の1年生（長子のみ）の「自動払込利用申込書」については、直接郵送にて送付します。
- その他のお問合せは、学校（85-2142）までお願いします。